

北海道別海高等学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年9月（一部改訂）

いじめ防止対策推進法(平成25年6月)に基づき、いじめ防止等のために基本的な方針を定める。

1 基本方針

生徒一人ひとりの充実した学校生活のため、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」を組織的、計画的に行う。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服する。

3 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

（具体的ないじめの態様例）

- ・冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

4 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- (1) いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- (2) いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- (3) いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- (4) いじめの衝動を発生させる原因としては、
 - ①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
 - ②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
 - ③ねたみや嫉妬感情
 - ④遊び感覚やふざけ意識
 - ⑤金銭などを得たいという意識
 - ⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- (5) いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障が

いのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者（道）又は本校が組織する「いじめ対策防止委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者等に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者等のほか、「いじめ対策委員」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

6 学校および学校教職員の責務

(1) 学校の責務

ア 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

イ 日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていかうとする力を育てる。

ウ 学校は、生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。

エ 学校は、生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。

オ 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。

カ 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

- キ 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- ク 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめたとされる生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者等と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- ケ 学校は、保護者等、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

(2) 教職員の責務

- ア 教職員は、生徒理解を深め、信頼関係を築き、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- イ 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。
- ウ 教職員は、「いじめ防止対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通す。
- エ 教職員は、生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- オ 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。

7 保護者等の責務

- (1) 保護者等は、その保護する生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- (2) 保護者等は、その保護する生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める。
- (3) 保護者等は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。
- また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。
- (4) 保護者等は、日頃から家庭において、その保護する生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- (5) 保護者等は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った生徒の保護者等や学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- (6) 保護者等は、その保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対を守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努める。
- (7) 保護者等は、その保護する生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、生徒を見守り支える。

8 いじめ防止対策委員会

基本方針を実効的に行うため上記委員会を組織し、委員を次のとおり定める。

○本校の教職員

校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導部、保健安全部（長）、教育相談担当、養護教諭、各学年主任、関係教員（当該ホームルーム担任、当該部活動顧問など）

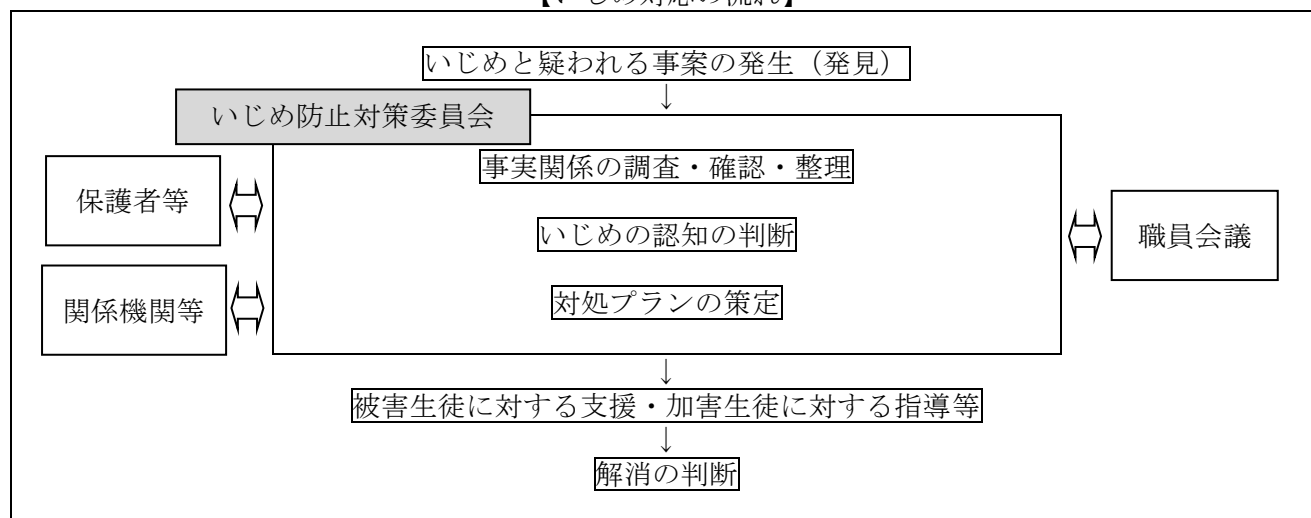
○心理や福祉の専門家（必要に応じて）

スクールカウンセラー、臨床心理士など

(いじめ防止対策委員会の役割)

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者等との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム等)の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画(学校いじめ防止プログラム等)に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む)
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者等、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- ・被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「いじめ防止対策委員会」の役割が、生徒や保護者等、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

【いじめ対応の流れ】



9 いじめ予防の取組

いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、学校は生徒に対して、傍観者とならず、「いじめ防止対策委員会」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

- (1) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (2) 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを進める。
- (3) 配慮を必要とする生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

- (4) 生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- (5) 生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。
- (6) 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- (7) 生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- (8) 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の充実に向けた取組を推進する。
- (9) 生徒が自主的に行う行事や生徒会活動等において、生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- (10) 学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者等との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (11) いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、生徒への指導、保護者等への啓発、教職員への研修等を実施する。
- (12) いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。
- (13) プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進する。
- (14) いじめの問題に関する学校評価を実施する。

10 いじめ早期発見の取組

- (1) いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- (2) 日頃から生徒との触れ合いや、生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) アンケート調査や個人面談における生徒のＳＯＳの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応し、すべての教員で情報を共有する。
- (4) アンケート調査実施後に、関係生徒に対する個人面談を必ず実施する。

11 いじめに対する対応

- (1) 教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）を得たときは、「いじめ防止対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- (2) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- (3) 教職員全員の共通理解、保護者等の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進める。
- (4) いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底する。
- (5) いじめを受けた生徒の保護者等に対する情報の提供及び支援、いじめを行った生徒の保護者等に対する助言を行う。
- (6) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。
- (7) 道教委へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限を厳守する。

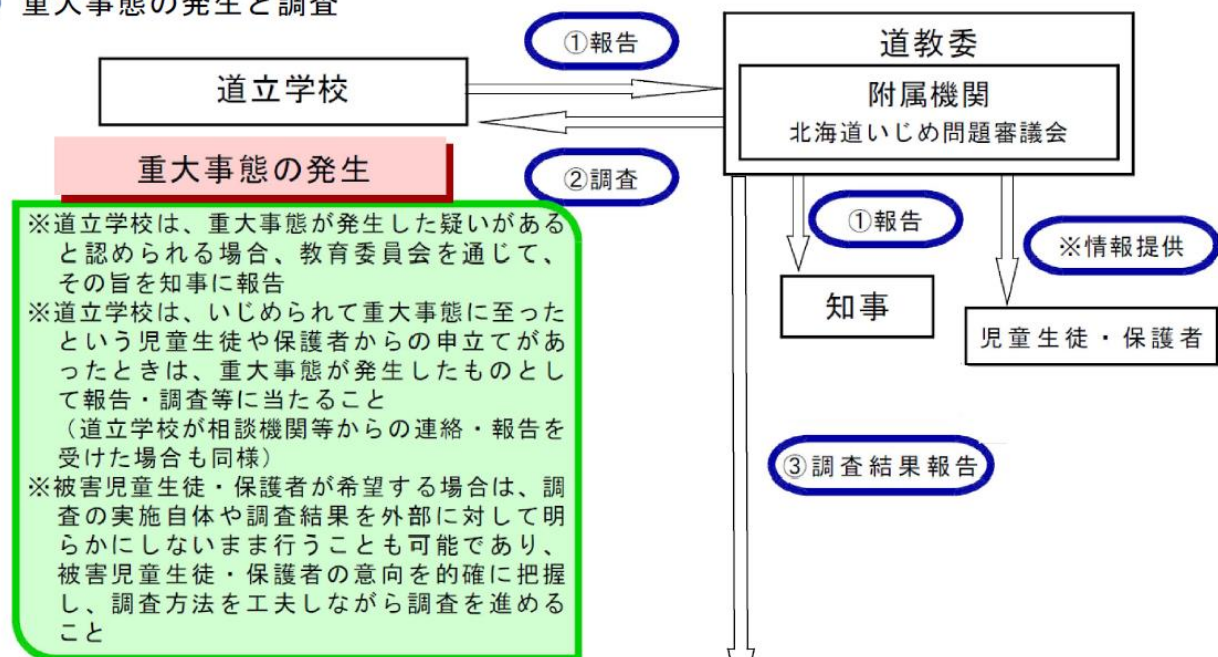
12 重大事態への対応

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第 28 条によって次のとおり規定されている。

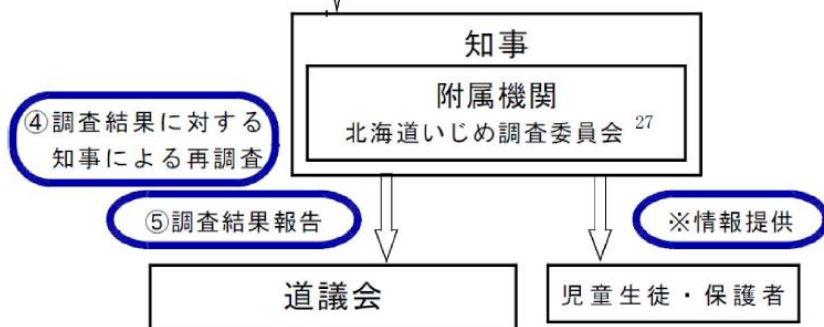
- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態が発生したときは、窓口を教頭で一本化し、北海道教育委員会に速やかに報告するとともに、必要に応じて外部機関や第三者機関と連携を図りながら対応する。

○ 重大事態の発生と調査



○ 知事による再調査



13 その他

- (1) 教職員の共通理解や共通実践を図るため、いじめ等生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に実施する。
- (2) 本校の「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しについては、生徒や保護者、地域住民の意見も取り入れながら、学校運営協議会、PTA総会、本校ホームページ、学校通信等をととして保護者や地域に周知することとする。